

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和2年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年7月14日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松 亜 矢 子

生駒市監査委員 白 本 和 久

記

1 監査の種別

地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

令和3年1月12日から令和3年3月11日まで

3 監査の対象

地域活力創生部 農林課、商工観光課（観光振興室含む。）

建設部 管理課、土木課

教育子ども部 教育総務課、教育指導課、学校給食センター

生駒東小学校、真弓小学校、俵口小学校、鹿ノ台小学校、生駒南第二小学校

生駒中学校、鹿ノ台中学校

生駒幼稚園、生駒台幼稚園、壺分幼稚園、小平尾保育園

生涯学習部 生涯学習課、図書館、図書館北分館、図書館南分館、生駒駅前図書室

農業委員会事務局

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き契約事務が法令に従い適正に処理されているか及び現金等の取扱いが適正に行われているかを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

事務処理は、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められたが、一部の所属（商工観光課及び学校給食センター）において事務処理上改善・検討等を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。なお、措置を講じたときは自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

その他、事務処理上改善・検討を要する事項で軽易なものについては、その都度該当する所属長及び担当者に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙のとおりである。

別紙

地域活力創生部

農林課

- 1 監査実施日 令和3年2月15日～2月16日
- 2 監査結果

(1)歳入について

ア 財産収入について

旧小平尾南第2協同作業所の用に供していた土地及び建物の貸付に係る収入事務について、契約書、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 市民農園利用料収入について

市民農園利用料に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、契約関係文書等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

商工観光課(観光振興室を含む。)

- 1 監査実施日 令和3年1月12日～1月13日
- 2 監査結果

(1)歳入について

ア 財産収入について

アンテナショップおちやせん共益費及びakippa駐車場賃料の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入について

アコールいこまもやい館における、電柱設置に係る目的外使用料、アコールいこまもやい館電気料金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、くろんど池公衆便所の清掃業務委託に係る契約書が2通作成されていた。このことについて、担当者から事情を聴取したところ、業務着手後に契約書の内容を修正するために、当初の契

約書を変更せずに新たに契約書を作成したことによるものであった。既に着手している契約書の記載内容を変更する場合は変更契約を締結すべきであり適正な処理ではないことから、今回の原因を調査し、今後、同様な事象が生じないように適切な措置を講じられたい。

また、くろんど池周辺遊歩道脇草刈業務の委託契約書について、発注者（生駒市）の市長印の押印漏れがあり、適正に処理するよう担当者に口頭で指導した。

その他の契約事務については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金等の交付事務について

商工会議所補助金、観光協会補助金、企業立地促進補助金等の交付事務について、交付要綱等関係書類を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

建設部

管理課

1 監査実施日 令和3年1月20日～1月21日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 道路占用料について

道路占用料に係る収入事務について、道路占用許可申請書、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 財産収入について

市有地の貸付け及び市有地（里道、水路）の売払いに係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、契約書、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の収入について

境界明示手数料、原本証明等手数料、道路区域証明等手数料、コピー代等に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、コピー代の領収書(控)（2か月分を抽出）、歳入予算差引簿等について閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

土木課

1 監査実施日 令和3年1月18日～1月19日、2月2日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 財産収入について

奈良県の砂防事業である文殊川防災・安全交付金事業に伴う土地の売払に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、契約書、土地売買に係る起案書及びそれに添付の不動産鑑定評価書の写し、予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において、適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入について

交通安全対策特別交付金及び工事施工証明書発行に係る手数料の収入事務について、調定伝票、収入伝票、予算差引簿を閲覧・確認したところ、確認した範囲において、適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

起工伺、契約書、支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において、法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

イ その他の支出について

支出負担行為伺書、見積書、予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認した。確認した範囲において、法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

教育こども部

教育総務課、教育指導課

1 監査実施日 令和3年2月17日～2月19日

2 監査結果

(1)歳入について

日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金、京田辺市教育事務委託費負担金、学校敷地内における電柱、架線等の目的外使用料、学校に設置している太陽光発電売電収入等に係る収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金等の交付事務について

遠距離通学児童交通費補助金、障がい児課外学習事業補助金等について、補助金交付要綱、補

助金交付申請書、支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 現金の取扱事務について

教育長交際費の資金前渡による現金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

学校給食センター

1 監査実施日 令和3年1月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食材料費徴収金に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求明細書、給食費納入通知書等について閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において概ね適正に処理されていたが、当該徴収金は公金であることから、納入義務者に対し市長名による納付の通知書を発行し納入を求めるなど徴収手続きを検討し適切な措置を講じられたい。

また、過年度分の滞納繰越額があるため、引き続き適切に対応し滞納額の縮減に努められたい。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

小平尾保育園

1 監査実施日 令和3年2月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表、領収書、徴収台帳、通帳等等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒台幼稚園

1 監査実施日 令和3年1月28日

2 監査結果

(1)歳入について

通園費並びに園児及び職員の給食費に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒幼稚園

1 監査実施日 令和3年1月27日

2 監査結果

(1)歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

壱分幼稚園

1 監査実施日 令和3年2月1日

2 監査結果

(1)歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

鹿ノ台小学校

- 1 監査実施日 令和3年2月3日
- 2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

真弓小学校

- 1 監査実施日 令和3年2月4日
- 2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

俵口小学校

- 1 監査実施日 令和3年2月12日
- 2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の

締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒東小学校

1 監査実施日 令和3年2月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒南第二小学校

1 監査実施日 令和3年2月9日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

鹿ノ台中学校

1 監査実施日 令和3年2月10日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒中学校

1 監査実施日 令和3年2月12日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生涯学習部

生涯学習課

1 監査実施日 令和3年3月2日～3月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 物品売払収入事務について

「生駒むかしばなし」、「生駒市文化財マップ」等の売払いにかかる収入事務について、歳入予算差引簿、物品管理簿、領収書(控)、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入事務について

やまびこホールの使用料、セイセイビルの自動販売機及び生涯学習敷地内における電柱、架線等の目的外使用料、セイセイビル屋上の通信設備設置に伴う賃料、いこま寿大学受講料、音楽祭入場料等の収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿、領収書(控)等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金の交付事務について

生涯学習推進連絡会補助金、生涯学習自主学习グループ補助金等の交付事務について、補助金交付申請書、事業計画書、事業報告書、収支決算書、支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

図書館

1 監査実施日 令和3年3月4日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

図書館北分館

1 監査実施日 令和3年3月10日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

図書館南分館

1 監査実施日 令和3年3月11日

2 監査結果

(1)歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒駅前図書室

1 監査実施日 令和3年3月9日

2 監査結果

(1)歳入について

読書カフェ自動販売機設置に係る目的外使用料、図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(4)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

農業委員会事務局

1 監査実施日 令和3年2月15日

2 監査結果

(1)歳入について

相続税納税猶予証明等手数料等の収入事務について、領収書(控)、収入伝票、調定伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。